

# 第345回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第345回入札監理小委員会

### 議事次第

日 時：平成26年10月24日（金）14:06～14:33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

#### 1. 実施要項（案）の審議

○矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務（法務省）

#### 2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、辻専門委員、小尾専門委員

（法務省）

矯正局総務課 三好補佐官、那須係長、鶴旨事務官

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第345回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、法務省の「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、法務省矯正局総務課三好補佐官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○三好補佐官 法務省矯正局の三好と申します。

本日は「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）についてご審議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、これまでの経緯でございますが、本業務につきましては、これまで平成24年度～25年度までの2カ年間、また平成26年度の単年度により、公共サービス改革基本方針に基づく対象業務として民間競争入札を実施してまいりました。そして、次回、平成27年度の単年度契約についての民間競争入札が本日の審議対象でございます。

まずは、本業務の説明の前に、その背景として矯正情報ネットワークシステムについて御説明をさせていただきます。

実施要項（案）を1枚めくっていただいたところ、大体1ページの中段あたりに概要を書いているところではございますが、このシステムは、全国の矯正施設（刑務所や拘置所、少年院、少年鑑別所など）の運営と被収容者（受刑者、被告人、少年など）に関する事務処理等の合理化や効率化を図ることを目的に整備されたものでございまして、全国約300カ所の各施設を閉鎖的なネットワークで結んだシステムであり、通称コーネットと呼んでおります。

また、このシステムにはデータのバックアップ、セキュリティー管理、各施設の技術支援等、システムの安定稼働に資する業務を行うバックアップセンターが、東日本及び西日本に1カ所ずつ設置されております。

本件入札はバックアップセンターの保守管理業務でありまして、業務内容としては、専属の技術者を常駐させて、ネットワーク全体の監視、保守等を行っていただくものであります。

ここで、本件入札案件に影響するサーバーの集約化について御説明をさせていただきます。

コーネットは、現状、各拠点である約300カ所にサーバーが分散配置されているところがありますが、最適化計画に基づき、東西の1カ所ずつにサーバーを集約する計画がありまして、本年度及び平成27年度で実施する予定にしております。

具体的には、本年度に集約サーバーの環境構築を、平成27年度に業務アプリケーションやファイルサーバー等のデータ移行を、別途契約する各事業者が実施した後に運用に移行する計画でございます。さらに、サーバー集約化に当たっては、工程管理の支援業務を専門の事業者へ委託することとしております。

このとおり、コーネットの運用体制に大幅な変更が生じるため、平成26年度のバックアップセンター保守管理業務については、単年度契約で民間競争を実施した経緯がございました。

参考までに、別途実施した調達契約の契約金額でございますが、サーバー集約化のシステム構築及び機器リース料等が5年間で約2億7,500万円、工程管理支援業務が2年間で1億2,600万円という結果でございました。

また、データ移行等をバックアップセンター保守管理業務と別の契約としたのは、1本の契約とした場合に、今後の本件調達においてベンダロックインが想定されるため、それを回避したものでございます。

次に、契約期間等につきまして、平成27年度のバックアップセンター保守管理業務につきましては、サーバー集約化の前後で別々の調達を行うとしておりまして、本件はサーバー集約前の現行コーネットの運用に係る委託業務でございます。契約期間は平成27年4月～12月までの9カ月間です。なお、サーバー集約化後につきましては、平成27年10月から平成31年3月までの4カ年にわたる複数年契約を予定しております。

重複する平成27年10月～12月までの3カ月間は、引き継ぎ期間として設定しております。これは、既存事業者によるベンダロックインを回避するための方策でありまして、3カ月の引き継ぎ期間を設定することにより、多数の応札者を確保できると考えております。

以上が、本件、民間競争入札の概要でございます。

続きまして、本年10月2日～15日までに実施したパブリックコメントの結果について御説明をいたします。全部で2件でございました。そのうちの主な意見としましては、利用満足度調査について5段階評価というやり方をとっておったのですが、この5段階評価だけではなくて、不満な内容については自由記載をさせる欄があった方がいいのではないかという御意見がございました。

本件につきましては、我々も御指摘のとおりであると考えまして、次回調査時からは改める予定としております。

以上で本件入札の概要説明を終わります。

引き続き、実施要項（案）等の詳細につきまして、担当の係長が説明をさせていただきます。

○那須係長 よろしくお願いたします。

本件の実施要項（案）につきまして、継続事業であることから、従来から変更した箇所について御説明させていただこうと思っております。そのため、年度の変更等については、説明の方を割愛させていただきたいと思っております。

今回の変更箇所については、2点大きな項目がございます。1つは情報開示に関する事項と、サーバー集約化にかかわる引き継ぎ業務をどのようにして行っていくのかという2点を今回更新しております。

資料A-2の4/83ページには、(2)の下の方に、サーバー集約化を計画していること

から、今回は、サーバー集約化までの間の保守の契約ということをごここに書いてあります。

6/83ページに、昨年度の業務に加えて「(サ)本システム引継ぎ業務」という項目を業務内容の中に入れております。

12/83ページでございます。こちらの方は「7 対象公共サービス等に係る従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」でございますが、官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針及び実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針ということで、本年5月21日に官民競争入札等監理委員会の方から出されております指針に基づき、情報開示に関する項目を追記いたしました。

17/83ページ、従来、こちらの方の運用管理の引き継ぎは期間満了時の引き継ぎについて記載していたところですが、今回は、本契約期間中に引き継ぎ業者が受託し、引き継ぎを行うことから、そのことについて記載をいたしました。

47/83ページ、履行証明書の部分ですが、引き継ぎの項目について記載をいたしました。

以上が、実施要項(案)の修正となります。

続きまして、仕様書(案)の方に移りたいと思います。

仕様書(案)の方も、51/83ページになりますが、当省におけるサーバーの集約化について記載をしております。

当局では2000 Serverと2003 Serverを設置していましたが、2000 Serverについては、本年度既に運用を停止して撤去しておりますので、こちらの方の2000 Serverに関する記載等々については削除しております。

55/83ページについては、本対象業務期間ということで、先ほど当局補佐の方からも説明がありましたとおり、どのような形でシステムが引き継がれるのか、それから、契約期間が4月～12月末までであることを記載しております。また、本件の重複の引き継ぎについても記載しております。

56/83ページにつきましても、引き継ぎについて新たな項目を追記しております。

また、58/83ページの方の項番9につきましても、作業終了時に業務引継書を提出すること等について記載しております。

主な改修内容については、以上のとおりでございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項(案)について、質問、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明をありがとうございました。

ベンダロックインを防ぐということで、重複期間を設けてやるのは、新しい試みというか、意義のある取り組みかと思うのですけれども、そのときにこの3カ月をどうやって仕様の設計するかということが、この取り組みがどれほど有効になるかという上で大変重要かと思っています。

その意味で、この3カ月で何をやるかということ17/83ページのところに書いてある

のですが、「重複する期間、綿密に引継ぎを行い」とあるのですが、ここの3カ月間の目的は、引き継ぎもあるのですが、やはり新しいシステムの情報をきちんと将来的に開示できるようにするとか、そういうこの3カ月間で何をやらなくてはいけないのかということが、目的とされているベンダロックインを防ぐということを達成するためにやるべきことが、もう少し技術的にあるかと思うのですけれども、その辺をシステムの専門の先生等の御指導も得ながら、この3カ月間お考えになられている取り組みが有効になるために、もう少しこの中でやるべき、具体的な、こういうことをやるのだという、そこは、この業者と、新しく次の運用をやる業者と、あとシステムをつくる業者と3者がいるわけですね。

その3者について、法務省さんが調整しながら何らかの何かを残して、その次に運用する場合も随契とかにならないようにやられるという御意向だと思いますので、その意味では、この3カ月の取り組みで何をやるかということが非常に重要だと思いますので、その辺をぜひ。ちょっと私もシステム専門ではないのです。

ただ、将来的な情報開示とか、権利的なこともあるかもしれませんが、その辺を踏まえて整理されるとよろしいかと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○関根専門委員 今の件に関連しまして、新システムは平成27年10月からと書いてありますが、15ページで現行のシステムは10月までとなっています。書き方の問題かもしれませんが、これは、厳密にいうと10月1日から新システムになって、10月がダブるという意味なのか、あるいは、単純に10月の半ばくらいでバサッと変わるのかというのが、確認させて頂きたい。もし、10月1日から新システムが運用開始してしまうとすると、そこで新しい方が入って来て10月1日で引き継ぎといっても、もう新しいものが動いている形になるので、そのときの引き継ぎは具体的にどう行うのかと思っています。

例えば、10月末まで旧システムで11月から新システムというのであったら、引き継ぎ期間は、旧システムで運用しながら、次のシステムを見ながらというように理解できるのですが。システムがよく分からないので、イメージが湧かないので、もう少し教えていただければと思います。

○那須係長 ありがとうございます。

コーネットの運用管理業務は、今、先生もおっしゃったとおり幾つかのパートというか業務がありまして、1つは、まずはうちの方で使用している業務アプリケーションの運用、サーバーを集約したサーバー機器のシステムの運用という形で幾つか業務が分かれています。

本来、調達のやり方としては、例えば、1カ月間ぐらい引き継ぎ期間を設けて、次に継続して、引継書をもって引き継ぎという形になるのですけれども、今回はやはり長期間の国債を組んできちんとした引き継ぎをしなければいけないということで、まずは業務アプリケーションの引き継ぎを行い、新たなシステムの保守に関しては、先ほどもおっしゃられていた開発ベンダからの運用の引き継ぎとか、要は、10月から新たなシステム機器の運

用で行う体制の部分と、それでも業務アプリケーションは変わるわけではないので、業務アプリケーションのコールセンターとしての役割が2つ同時に発生するような形になります。

そのために、今、行っているベンダさんを10月1日ですぐ、要らないよ、次に変えてねというのはなかなか難しいこともございまして、その辺の引き継ぎもしながら新しいベンダさんについては機器の運用をし、3カ月の中で、機器の運用は新しい業者だけでも、現行のコールセンター業務はどんどん引き継ぎ事業者に移していきイメージで行うことを想定しています。

一番最初の御質問なのですけれども、10月からなので、10月1日から新システムの方に切り替えていく、10月までは今の分散しているサーバーで運用を行っていくと、書き方が悪かったかもしれないのですが、申しわけありません。そういう内容でございます。

○関根専門委員 やはりそういう意味では、重なる部分があり、10月は徐々に移行していくようなイメージなので、こういう書き方になるということですね。これは、逆に言うと、こういう書き方をしていれば、システムを応札する方には分かるということなのですか。素人なので、私はよく分からなかったのですが教えていただいたのですが。

○那須係長 一応、そういう想定で書いたつもりではいるのですが、済みません。

○関根専門委員 済みません。

○石堂主査 私も、この引き継ぎのところの15ページのところで、読んでみると、はっきり言うと分かりづらいという印象を受けていまして、15ページの上の(ア)のところで、「現行運用管理業務受託者及び再構築開発業者」という言葉が出てくるのです。文章の中では「民間事業者は」と言い出し、これはこの要項全体にわたって今度参加しようとする人はということだろうなど。

それで、2行目も「開発業者」で、その間の「現行の運用管理業務受託者」は、今やっている業者だろうと思うのです。

そうすると、このパラグラフの最後の締めところに「現行の運用管理業務受託者及び民間事業者双方の応分の負担」と書かれていますね。

(イ)の方、最後の方に来ると、この「重複期間における引継ぎに要する費用は民間事業者において負担するものとする」となると、新しく入ってくる業者が負担しなさいということになっているのですか。

○那須係長 済みません。私の書き方がちょっとまずかったかもしれません。

今やっている業者が平成26年度の業者でありまして、次の今回の本調達の業務が平成27年度の4月～10月までの業者なので、(ア)のパラグラフがその部分のことのお話をされていて、(イ)のパラグラフの方が、今回、この受託事業者が契約中に、27年度の10月からその契約をするという趣旨で、引き継ぎの部分が2つの期間にまたがって書いてしまったのが、分かりにくくしてしまった原因かと思えます。

○石堂主査 さらにその下で、(ウ)の2行目の中ほどから「当省、民間事業者及び関連

する現行又は次回の運用管理業務受託者」とあります。この次回の運用管理業務受託者というのは、民間業者からさらにその将来引き継ぐものであるという想定なのですか。

○那須係長 今回入札をすると、次の事業者が4年後までずっと国債で行おうと思っておりますので、そこは入れておかなければいけないかなと。あと（イ）も同じようなレベルでやらなければいけないと。

○石堂主査 ですから、順番としては、現行の受託者がいて、今度入ってくる人をこの文章の中では民間事業者と呼んで、その次が、今言った次回の運用受託者と。読んでいて、皆さん、分かるのかなと。

この引き継ぎのところは、特に今回は新しい部分でもあるし、ほかで見たことのない文章になってしまうと思うので、用語の概念をはっきりどこかに記して、紛れのないようにしておかないとなかなか読みづらいのではないかという気がします。

それと、私は3カ月重複期間を置いて丁寧に引き継ぐのは非常にいいアイデアなのだと思うのですが、誰が負担するかは別にして、それはやはり一定のコストを前提にしなければならないかと思うのです。10月1日なら10月1日でぱっと引き継ぐ、その前後に数日間できちんとやってねという話とちょっと違ってくると思うのです。

コストが発生するとなれば、それを受ける側はそのコストを頭に入れて札を入れてくるはずだと思うし、法務省さんも予定価格をつくる時に、それは何とかなるということではなくて、やはり考え方として、どこかに入れたと考えざるを得ないかなと思うのですよ。

そうすると、たまたま結果として、今NECと聞きましたけれども、またNECが受注してしまった場合には、その予定コストはどう考えればいいのかと思ったのです。そもそもそのコストはかからないという前提になっているのか、いかがなものですか。

○那須係長 SEの経費で今回運用業務も行っているのですけれども、その引き継ぎの部分については、当然、業務がどんどんほかの次の業者の方にシフトしていくので、引き継ぎの期間の部分、3カ月部分については、そのSEの経費で賄えるものはこちらの方では判断したのです。

機器の部分の運用管理は新しい業者が行うので、その部分は費用はかからない。その後の3カ月分については、最初の方は確かにコールセンターの部分を持たなければいけないかもしれないのですけれども、次の事業者の方にどんどん業務をシフトしていけば、あとはきちんとした引き継ぎ業務とか、先ほど主査の方からお話された、そのほかの引き継ぎだとか情報の体系の整理だとか、そういう次の世代に残すべき資料の作成ができ、そのコストは、本調達のSE経費の範囲内で収まるものという考慮で行っております。

○石堂主査 ですから、そういう意味では、今回重複期間を3カ月置くけれども、それは先行した業者、後からとるであろう業者、どちらの負担というものも、ほとんどネグってもしいくらいのものであろうと考えたということですね。

○那須係長 そういう考えでおります。

○石堂主査 それは、事実そうなのですか。

○那須係長 その部分は、確かに初めての試みですが、想定内と考えています。

○石堂主査 そういうつくりになっていきますよということはあっても、もし、想定外にコストが発生した場合には、ちゃんと省が持つのか、あるいは、それは前後の業者がもつのかということ明記して、ただ、この3カ月の重複期間に関して、特別コストを考えていただく必要はないのですよということもきちんと書く方がいいのではないかなと。

というのは、入ってくる業者さんが、発生コストをかぶるのであれば、このくらいの価格でないと困るのだと入れてきたときに、予定価格にはそれがそもそも入れていないとなると、「あれっ」ということになる気がします。

○那須係長 なので、その部分は、今回の調達のところでも重複する期間が発生している方においてきちんと明記をすることによって、次回の入札する事業者が、不公平感が生じたり、入札を回避したりだとかしないような感じにしたいと思います。

○石堂主査 それは書くことは可能ですか。

○那須係長 引き継ぎの期間については、本調達の範囲内において引き継ぎを行うことという記載はできると私は考えているのです。

○石堂主査 直前にあった事例からいけば、もしこれにかかわる経費というのは、定常経費だと考えると。もしあり得るとすれば、想定外があれば、それは定常外のものとして法務省が負担しますという書き方かなと。

○那須係長 もしあるとすれば、それ以外のものについては、当省の方で、例えば普通の役務ではなくて物品の購入だとかのときに書く書き方としては、協議の上定めるとか、決めるとか、そういう書き方をしておりますので、同じような書き方でよいのかなと思います。

○石堂主査 御理解いただいていると思うのですが、要するに、想定ではそうコストは発生しないと考えているけれども、発生したときには法務省がちゃんと持ちますからということが分かるように入れていただきたいということです。

○那須係長 分かりました。ありがとうございます。

○石堂主査 どうぞ。

○辻専門委員 8/83ページでございますけれども、上から2行目で「正常稼働率」という概念がございますして、四半期ごとに98%以上が要求されているかと思います。同じページの下の方を拝見しますと、ディスインセンティブとして98%を割った場合には、パニッシュメントがあると。この98%という数字の決め方とかはどうやって決めたのでしょうか。

○那須係長 当省の方のシステムの方については、365日24時間稼働のシステムなのですが、実際には、今までシステムがとまるような障害は発生していません。ただし、電源の点検ですとか、プログラムの改修とかで一時的に定期点検のためにとめなければいけないので、そういうところを加味して98%という形で決めており、今までもそのように取り扱っております。

○辻専門委員 類似の業務とかで、大体法務省さんの方で98%というのが通常の相場観で

あるとか、そういうわけではなくて、今おっしゃったような修理業務等を考えると大体これくらいかなという、ざっくりとした感じで決まったという感じでよろしいですか。

○那須係長　そうです。

○辻専門委員　分かりました。

○石堂主査　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局からは何か確認すべきことはございますか。

○事務局　ありがとうございました。

何点か先生方の御意見を頂いて追記すべき点があったかと思しますので、その点は法務省さんの方で御検討いただいて、それを先生方に御確認いただきたいと思います。

以上です。

○石堂主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、本日の審議を踏まえて、法務省さんにおきまして引き続き御検討いただきまして、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員がそれを確認した上で議了とする方向で進めたいと思います。

特に、今日はほとんどの議論が引き継ぎのところでした。参加してくる業者さんは読めば分かるのかもしれませんが、いま一つ分かりやすく記載していただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問、確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。